

会員規約・プライバシーポリシー変更のご案内

いつも宮野真守を応援いただきありがとうございます。

宮野真守オフィシャルファンクラブ「Laugh & Peace」でございます。

この度、昨年成立し2020年施行予定の「民法の定型約款に関する改正」にいち早く対応することとサービスの向上を目的に、2018年4月2日(月)よりプライバシーポリシーを、2018年6月1日(金)より会員規約を変更させていただきます。

※同意されない場合は、2018年5月31日(木)までにファンクラブにご連絡ください。※プライバシーポリシーにつきましてはウェブサイトをご覧ください。

会員の皆様には何卒、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

宮野真守オフィシャルファンクラブ「Laugh & Peace」会員規約

第1条(目的)

- 宮野真守オフィシャルファンクラブ「Laugh & Peace」(以下「当会」といいます。)は、宮野真守を応援する日本在住の会員によって構成され、宮野真守(以下「アーティスト」といいます。)を応援することを目的とします。
- この規約(以下「本規約」といいます。)は、会員と当会との権利義務関係を定めることを目的とし、会員と当会との間の一切の關係に適用されます。

第2条(会員)

- 当会への入会を希望する個人は、本規約の内容を確認した上でこれを遵守することに同意し、かつ当会の定める一定の情報(以下「登録事項」といいます。)を当会の定める方法で当会に提供することにより、当会への入会を申し込むことができます。未成年者の入会申込みにあたっては、親権者の同意が必要です。
- 前項により当会への入会を申し込んだ者(以下「入会申込者」といいます。)は、本規約を遵守することに同意したものとみなします。
- 入会申込みにあたっては、以下の点にご注意ください。
 - 登録名には異体字・旧漢字の使用はできません。常用漢字(新漢字)に変換してご登録ください。常用漢字への変換に限り、公的身分証明書との違いは問いません。
 - 外国籍の場合、登録名はパスポートと同一表記のローマ字表記とします。
 - 親族であっても、同一の電話番号・メールアドレスの登録はできません。
 - 会員は公的身分証明書によって証明できる情報を登録する必要があります。会員が申告する登録情報の全ての項目に関して、虚偽の申告は一切認めないものとします。
- 当会は、入会申込者が当会の会員となることの可否を判断し、当会がこれを認めた場合に、入会申込者は会員となり、会員番号が付与されます。当会は、当会への入会を認めた会員に対して、その旨を通知します。
- 当会は、入会申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、入会又は再入会を拒否することがあります。
 - 当会に提供した登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
 - 暴力団員その他の反社会的勢力である、又は反社会的勢力と何らかの交流もしくは関与を行っているときと当会が判断した場合
 - 入会申込者が過去に本規約に違反した者又はその関係者であると当会が判断した場合
 - 入会申込者が過去に第10条に定める会員資格の失効措置を受けたことがある場合
 - 入会申込者が発送物を配達可能な日本国内の住所を有しない場合
 - 既に有効会員資格を有する者が入会申込みをした場合
 - その他、当会が総合的判断により入会を適当でないと判断した場合

第3条(規約変更)

- 当会は、本規約の目的の範囲内で、法令に基づいて、この規約を変更することがあります。
- 当会は、本規約を変更する際は、本規約を変更すること、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を会員専用ページによりあらかじめ周知します。

第4条(会員特典)

- 会員は、以下の会員特典を受けることができます。
 - オリジナル会員証の発行(入会、及び継続時)
 - 新規入会特典グッズ(新規入会時)・継続特典グッズ(継続時)
 - 会報誌の発行(年4回)
 - 宮野真守オフィシャルウェブサイト内会員専用ページ(以下「会員専用

ページ」といいます。)の閲覧

- ライブチケット先行予約
 - ライブグッズの通信販売
 - ファンクラブイベントへの参加申込み
 - 情報メールマガジン配信
 - グリーンディングカード、パスダーカードの送付
 - その他、当会が定める特典
- 会員特典には、以下の制限があります。
 - 一部の会員特典はインターネットを通じて提供されます。これらの会員特典を利用できる環境は、会員ご自身でご用意ください。
 - ファンクラブイベントの開催時期はアーティストのスケジュール等の諸事情によるため、定期的な開催をお約束するものではありません。
 - チケットの先行予約は、一般発売に先駆けて予約を受け付けるという特典であり、必ずしも良い番号・座席を確保できるものではありません。また、会場やイベント内容によっては予約を抽選とし、チケットを用意できない場合もあります。なお、公演主催者の都合等により、先行予約を行わない場合があります。
 - 当会及びアーティストに関する知的財産権は、すべて当会の運営会社及び同社にライセンスを許諾している者並びにアーティストにそれぞれ帰属しております。前項の各特典は、これらの者の知的財産権について会員が利用許諾を受けることを意味するものではありません。
 - 会員特典の内容は予告なく変更又は廃止する場合がありますが、そのことを理由とする会費等の全部又は一部の返金もしくは損害賠償には応じかねます。
 - インターネットを通じて提供される会員特典について、当会は、以下の各号のいずれかに該当する場合、会員に事前に通知することなくその全部又は一部の提供を停止し、又は中断することがあります。
 - コンピュータシステムの点検又は保守作業を行う場合
 - コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
 - 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変や第三者による妨害行為等により、提供が困難になった場合
 - その他、当会が提供の停止又は中断を必要と判断した場合
 - 当会は、第2項(5)及び前項に基づき当会が行った措置により会員に損害が生じたとしても、当会の故意又は重過失がない限り、当会はその責任を負いません。

第5条(会費等)

- 会員は、当会の定める支払方法により、以下の入会金及び年会費(以下「会費等」といいます。)を当会に支払うものとします。
 - 入会金1,000円(税込)
 - 年会費4,000円(税込)
- 会員が当会に対して会費等その他の金銭を送金する場合、支払手数料は会員の負担とします。
- 一度納入された会費等の返金はできません。

第6条(会員期間)

- 会員期間は、入会希望者が会費等の支払いを完了した月の1日より1年間とします。

例) 2018年6月15日入金→会員期間2018年6月1日～2019年5月31日
- 期間中の退会申込みは受け付けておりません。
- 会員期間満了後も会員継続を希望される場合は、期間が満了するまでに所定の会費を納入します。ただし、会員期限から1ヶ月間は継続猶予期間とし、同会員番号での継続手続きが可能です。なお、継続猶予期間中は当会の会員サービスを受けることはできません。会員期限内、及び継続猶予期間内での入金確認ができ次第、会員期限を一年間延長するものとします。いかなる理由においても、会員期限より1ヶ月を経過してからの継続手続きはできません。
- 第1項に定める会員期間及び前項に定める継続猶予期間内に次年度の

年会費を入金しない場合、会員期間の満了をもって退会となります。会員期限は会員専用ページ、会員証もしくは送付物の宛名ラベルにて会員自身でご確認ください。

第7条 (個人情報の取扱い)

当会は、会員の個人情報については、当会の運営者が定めるプライバシーポリシーにより誠実に取り扱います。

第8条 (会員の義務)

1. 会員は、当会が発行する会員証及び会員番号並びに会員専用ページで使用するパスワードを自己の責任で管理するものとします。
2. 会員証・会員番号、及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用による損害の責任は、会員が負うものとします。当会の故意又は重過失がない限り、当会はその責任を負わないものとします。
3. 会員は、会員証・会員番号、及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った際には、直ちに当会にその旨を連絡するとともに、当会からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
4. 会員証を紛失した場合は、会員による再発行手数料負担の元、再発行することが可能です。
5. 住所、氏名、電話番号、その他の登録情報に変更が生じた場合、会員は、当会の定める方法により、速やかに変更手続きを行うものとします。
6. 会員が前項の届け出を怠った結果、会報やチケット等の送付物、当会からの告知等が延着及び未着となった場合、当会の故意又は重過失がない限り、当会はその責任を負わないものとします。
7. ライブ・イベント会場で当会または当会が委託する者が会員に対し有効な会員証及び、当会が指定する顔写真付きの公的身分証明書の提示を求めることがあります。公演会場へはこれらを必ず携帯してください。提示に応じない場合、または不携帯の場合は、公演会場より退出していただく場合があります。退出させられた会員はチケット代の払い戻しやその他の賠償請求をすることはできません。

第9条 (禁止行為)

会員は、以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (2) 当会、アーティスト、他の会員又はその他の第三者に対する詐欺又は強迫行為
- (3) 当会及びアーティストが製作した会報、公式ウェブサイトコンテンツ、オリジナルグッズ等の著作物を無断で複製し、転載し、又は再配布する行為
- (4) 前号の他、当会、アーティスト、他の会員又はその他の第三者の知的財産権、プライバシーの権利、肖像権、パブリシティ権、名誉、信用その他の権利又は利益を侵害する行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 会員資格の売買、譲渡、架空名義の使用、不正な名義変更、共有又は第三者への使用を許諾する行為
- (7) 会員証・会員番号、及びパスワードを第三者に貸与、譲渡、名義変更又は売買する行為
- (8) マスメディアやインターネットメディア出演時の放送局やスタジオの前、及びライブ・イベントにおける駅・空港・ホテルの前等でアーティストの出入り待同行為
- (9) アーティスト又は当会及びその関係者に連絡や面会を強要する行為
- (10) 当会において自己または第三者の営利を目的とする活動及びこれに準ずる行為
- (11) チケットの先行予約権等、会員がその資格に基づいて保有する一切の権利及び、それらの権利に基づいて会員が取得したチケット、グッズその他の物品を、第三者に譲渡又は転売する行為。また、転売された権利や物品を取得する行為
- (12) コンピュータウィルスやその他の不正プログラムなどを会員専用ページ内の投稿フォームによりアップロードしたり、メールなどの方法で送信する行為
- (13) 当会を利用した政治活動又はこれに類似する行為
- (14) 当会を利用した宗教の宣伝を含む宗教的行為又はこれに類似する行為
- (15) その他、第1条の目的に反する行為

第10条 (会員資格の失効)

1. 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当会は、当該会員の資格を失効させることができるものとします。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 支払停止もしくは支払不能となり、又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあった場合
 - (4) 当会からの連絡が届かず、その期間が30日以上になる場合

- (5) 当会からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して、30日以上応答がない場合
 - (6) 第2条第5項各号に該当する場合
2. 前項により会員資格が失効した場合、理由の如何を問わず、支払い済みの入会金、会費等は返還しません。また、その時点で確保しているチケットは無効となりチケット代金等は返還しません。

第11条 (当会の解散等)

1. 当会は、アーティストの活動状況その他の事情により運営を継続したいと判断した場合には、当会の全部又は一部を解散することがあります。
2. 前項の場合、当会は、当会の定める方法により、あらかじめ会員に通知するとともに、会員に対し会員期限に応じて残存する会費を返還します。
3. 当会にかかる事業につき、本規約末尾記載の当会の運営者が事業譲渡その他の方法により第三者に譲渡した場合には、その譲渡に伴い本規約上の地位及び会員情報を譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき、本項によりあらかじめ同意したものとします。

第12条 (免責)

1. 当会は、当会が会員の特定の目的に適合すること、期待する機能、価値、正確性又は有用性を有すること、会員が当会を利用することにより会員に何らかの不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 当会の利用に関し会員に生じた損害について、当会の故意または重過失に基づく場合を除き、当会はその責任を負わないものとします。
3. 何らかの理由により当会が会員に対する損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、直近の年会費の額を上限とし、会員の付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、当会は賠償する責任を負わないものとします。
4. 会員が当会を利用することに関連して他の会員又は第三者との間において紛争が生じた場合であっても、当会は一切関知しません。

第13条 (連絡及び通知)

1. 当会に関する問い合わせや質問その他、会員から当会に対する連絡及び通知、並びに当会から会員に対する連絡及び通知は、当社の定める方法で行うものとします。
2. 会員に送られる全ての送付物は、登録された住所宛てに郵便又は宅配便等で送付されるものとします。
3. 送付物があった場合は会員専用ページにて提示します。未着等の問い合わせは当会の定める期間のみ受け付けることとし、期間経過後の問い合わせには対応しません。また、当会からの送付物を指定期間内に受け取らず再送となった場合、追加送付費用を請求する場合があります。
4. 申込期限のあるお知らせを確認しないまま期限を過ぎた場合、申込みの権利は消失します。期限後の申込みは受け付けません。
5. 公演日が指定されたチケット等の郵便物を不在等の理由で受け取れないまま公演日を過ぎた場合は全て無効となり、代金の返還は一切いたしません。
6. 会員に起因する事由により、当会の利用における障害が生じた場合、当会の故意または重過失に基づく場合を除き、当会はその責任を負わないものとします。
7. 会員が契約する携帯電話会社やプロバイダ、郵便事業者や宅配便事業者等の各種機関による手続きの不備や事故が生じた場合、当会の故意または重過失に基づく場合を除き、当会はその責任を負わないものとします。

第14条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

第15条 (紛争の解決)

1. 本規約に定めがない場合またはこの解釈に疑義がある場合は、当会と会員との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
2. 紛争を訴訟によって解決する場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

【当会の運営者】

宮野真守オフィシャルファンクラブ「Laugh & Peace」は株式会社モストカンパニーが運営しています。

株式会社 モストカンパニー
東京都新宿区四谷 4-6-10 ビクトリアセンター 8F